

別記様式第2号(第3条関係)

被 処 分 者	認 定 証 番 号	香川県公安委員会 第111号
	自動車運転代行業者の 名 称 又 は 記 号	アーク代行運転
	主たる営業所が 所 在 す る 市 町	丸亀市
処 分 年 月 日	令和5年11月14日	
処 分 内 容	指示	
処 分 理 由	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項に規定する変更の届出義務に違反したため	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項及び第22条第1項	
処分を行った公安委員会	香川県公安委員会	

備考

- 1 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令及び営業廃止命令の種別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。
- 2 処分内容欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。